



阪口鎮雄『不良少年之研究』より

不良少年と不良學生



阪口鎮雄『不良少年之研究』より(右ヨリ四人日博士) 不良少年の精神診査

少年法の成立と実名報道

「對不良少年」（大正10年6月15日）と題した投書：「此頃不良少年男女のことが新聞に掲載される度に、実際に聞き合せて見ると、事実無根、事実相違或は針小棒大な事が多い。そして、さも面白そうに書立てる傾向があると思ふ。これが好奇心をそそり、不良性を挑發し、これを実行にみちびく。特にその事件の成行きを詳細に記述しているのは、方法と場所とを暗示（否明示）するにすぎない。これによつて、不良少年男女は、殖えこそすれ、減る気づかひは無いのである。又、某々学校某学生某々などと明記するに至つては、学校の迷惑は申す迄もなく、少年自身に取つては、社會的に殺されたと同じことで、ヤケになつてしまはずにはいられない。

（林生寄）」

新聞メディアの実名報道の影響を「社会的に殺されたと同じ」と指摘している。

旧少年法第74条：「少年審判所の審判に付せられたる事項又は少年に對する刑事事件に付豫審又は公判に付せられたる事項は之を新聞紙其の他の出版物に掲載することを得す...（後略）」

少年法の施行以後は、これまで公然と記載されていた不良少年少女の氏名が仮名表記となり、写真の掲載もなくなった。東京朝日新聞を見る限り実際に少年犯罪事案に関する仮名表現は、少年法の施行の1年後の大正13年1月7日の掲載から「名を祕す」として実施している。しかし、その後の少年犯罪の記事に満18歳未満の実名は、事件やその内容により報道されている。